

2つの提訴の「請求の趣旨」 (何を求めているのか)

◆ 2016. 12. 21 提訴

被告は原告らに対し、それぞれ金110万円及び遅延損害金を支払え。

◆ 2018. 1. 29 提訴

- 1 被告岐阜県は、別紙物件目録1記載の情報を抹消せよ
- 2 被告国は、別紙物件目録2記載の情報を抹消せよ
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決を求める。

・物件目録1

岐阜県警察本部及び岐阜県警各警察署において保管している下記物件
原告〇〇に関する個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ。）及び磁気データ並びに収集した文書及び磁気データ

・物件目録2

警察庁が保管している下記物件
原告〇〇に関する個人情報、行動記録などを記載した文書（図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他情報を表すために作成された物件を含む、以下同じ）及び磁気データ並びに収集した文書、写真及び磁気データ

(実際の訴状では、「〇〇」の部分に4名の原告の氏名が記載されている。)

2016. 12 提訴に対する被告答弁書の抜粋

第2 請求の原因に対する認否

1 はじめに

後記以下で記載する請求の原因に対する認否の中で、認否を留保する部分があるが、その理由は以下のとおりである。

(1) 警察による情報収集活動の具体的な内容を個別に明らかにすることは相当でないこと

警察法2条1項は「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」と規定し、犯罪の予防をはじめ公共の安全と秩序の維持を警察の責務としている。

このような同条の趣旨に鑑みれば、岐阜県警察大垣警察署(以下「大垣署」という。)

が、管内の公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的として情報収集活動を行うこともその責務である。

ところが、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているか、といったことが外部に明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることになる。

例えば、特定の個人が警察の情報収集の対象となっていることが明らかとなれば、当該情報収集対象者は、情報収集の対象となっていることを前提として活動し、情報収集に対する対抗措置を執られることとなり、以降の情報収集活動に支障が出ることは明らかであるし、他方で、特定の個人が情報収集の対象となっていないことが明らかになった場合、そのことを契機として、犯罪や公共の安全と秩序の維持を害する行為が企図されたり、犯罪や公共の安全と秩序を害する行為を企図していた者が、その行為に実際に及ぶ可能性が高まることとなる。

このように、警察が誰の情報を収集しているか否かが明らかになるだけでも、今後の情報収集活動に支障が生じるだけでなく、公共の安全と秩序の維持に影響を及ぼすおそれが生じるどころ、どのような情報をどのような方法で収集しているかなど、個別具体的な情報収集活動の内容が明らかとなれば、情報収集の着眼点やその方法・手段が明らかとなってしまう、情報収集対象者に対抗措置を執られるだけでなく、それを逆手に取って不法行為が行われることも十分に考えられ、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすおそれが生じることとなる。

よって、被告は、警察による情報収集活動の具体的な内容について個別に認否を明らかにすることをしない。

(2) 株式会社シーテック作成に係る議事録の存在自体について

原告らが主張の前提としている株式会社シーテック作成に係る議事録については、岐阜県警察が作成した文書ではないため、その存在自体は不知とする。

(3) 本件議事録の内容について

本件議事録の内容は、大垣署の警察官とシーテック社の社員が意見交換をした際の議事録であり、文面上、警察による情報収集活動に触れると思料される部分もある。

岐阜県警察としては、大垣署員とシーテック社員が意見交換を行っていたこと自体は認めているので、その内容については認否を明らかにする立場にあるが、本件議事録の内容を個別具体的に認否することは、まさに警察による情報収集活動の内容を明らかにすることとなるので、前記(1)で述べたとおり認否しない。

(4) 小括

したがって、被告は、請求の原因に対する認否をするに当たり、警察による情報収集活動の内容が明らかとなる部分及び本件議事録の内容については、認否をしない。

また、本件議事録の存在自体については、不知とする。

なお、原告らのいう「監視」が警察のどのような活動を指しているのか具体的に明らかではないが、以下では警察による情報収集活動のことを指しているものと解して、認否する。

訴状・答弁書・準備書面等は、「もの言う」自由を守る会のウェブサイトに掲載しています。

<https://monoiujiyu-ogaki.jimdo.com/> >> 裁判のページ